

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部改正について

令和元年12月25日
健康福祉部健康づくり支援課

県では、これまでのむし歯や歯周病等の予防対策に加え、オーラルフレイル対策や高齢者の低栄養防止対策を推進し、県民の健康寿命の延伸を図るため、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例を改正することとしました。

1 改正の背景

本年6月に閣議決定された「骨太の方針 2019」において、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策にもつながる口腔健康管理等に取り組むことが盛り込まれた。また、国は、「日本人の食事摂取基準 2020年版」に後期高齢者が陥りやすい低栄養の問題を盛り込むこととしている。加えて、国は令和2年度から後期高齢者を対象としたフレイル健診を導入することとなった。これらの動向を踏まえ、本条例を改正する。

2 改正案の主な内容

- ・ 条例の目的に、健康寿命の延伸を加える。（第1条）
- ・ 基本理念に、県民が歯・口腔疾患の予防、早期発見及び早期治療、口腔機能の維持向上を図ることを加える。（第2条）
- ・ 父母その他の保護者の役割として、子どもの歯・口腔疾患の予防、早期発見及び早期治療、望ましい食習慣の定着を努力義務に加える。（第8条）
- ・ 県の基本的施策（第11条）に、
 - （1）8020運動の推進、8029運動（80歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための運動）の普及啓発、オーラルフレイル対策の推進を加える。
 - （2）かかりつけ歯科医による、定期的な歯科健診や歯科保健指導を受けることについての普及啓発を加える。
 - （3）社会的養護を必要とする子どもについての適切な歯・口腔の健康づくりを加える。
 - （4）有病者の口腔機能の維持向上のため、歯科医療だけでなく医療や介護サービスとの連携体制整備の推進を加える。

3 今後の予定

- （1）パブリックコメント 期間：令和元年12月17日から令和2年1月16日まで
改正案・意見の提出方法：県ホームページに内容を掲載。
- （2）議案提出 令和2年2月議会（3月中に公布・施行予定）

※ オーラルフレイル対策：加齢に伴って口腔機能（かむ、飲み込む、話すなど）が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し、当該状態を早期に把握し及び改善するための取組。

※ フレイル：心身の機能や活力が衰え、虚弱になった状態。健康と要介護状態の中間の状態。

※ 8020運動：80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目指す運動で国が推進。